平成 30 年(2018 年)6月 25 日
平成 30 年度第1回介護保険運営協議会
【資 料 5 :差替え資料】

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件の変更について

介護保険法第115条の23第３項及び第115条の47第５項に基づき、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務の一部を委託している（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条第１号）。

１　現在の委託要件

① 下記A，Bのどちらかの研修を受講した介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。

A．介護予防支援従事者研修（平成 17 年度～平成 21 年度に神奈川県主催で実施）

B．平成 18 年度以降の介護支援専門員実務研修

② 過去において指定取消、業務停止がないこと。

２　問題点

介護支援専門員が一人の事業者で、上記研修を受講していない（平成 17 年度以前に介護支援専門員の資格を取得し、かつAの研修も受講していない）場合には、委託要件に該当しないため、地域包括支援センターが委託できない状況にある。

また、少人数の居宅介護支援事業者の場合は、委託要件となっている研修を受講していた介護支援専門員が退職すると、同事業所内で研修の受講者が不在となり、委託ができなくなる状況もある。

地域包括支援センターのケアプラン作成業務の委託が円滑に実施できるよう、委託要件を見直す必要が生じている。

３　委託要件の変更

① について

（平成 30 年度７月１日以降）

要件A，Bの他に「C．地域包括支援センターが開催するケアプラン作成に関する研修」を追加する。